

(別紙2)

団体名  
(病院名)

塩川病院

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度	26年度	27年度	28年度
収 入	1. 医業収益 a		1,514	1,652	1,652
	(1) 料金収入		1,395	1,533	1,533
	(2) その他		119	119	119
	うち他会計負担金		47	47	47
	2. 医業外収益		138	137	135
	(1) 他会計負担金・補助金		68	67	65
	(2) 国(県)補助金		10	10	10
	(3) その他		60	60	60
	経常収益(A)		1,652	1,789	1,787
	支 出	1. 医業費用 b		1,607	1,679
(1) 職員給与費 c			831	898	900
(2) 材料費			352	352	352
(3) 経費			299	299	299
(4) 減価償却費			116	121	115
(5) その他			9	9	9
2. 医業外費用			45	42	39
(1) 支払利息			41	38	35
(2) その他			4	4	4
経常費用(B)			1,652	1,721	1,714
経常損益(A)-(B)(C)			0	68	73
特別損益	1. 特別利益(D)		0	0	0
	2. 特別損失(E)		57	7	7
	特別損益(D)-(E)(F)		△ 57	△ 7	△ 7
純損益(C)+(F)			△ 57	61	66
累積欠損金(G)			△ 30	△ 91	△ 157
不良債務	流動資産(ア)		1,474	1,513	1,546
	流動負債(イ)		317	318	319
	うち一時借入金				
	翌年度繰越財源(ウ)				
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)				
差引	不良債務(オ)		△ 1157	△ 1195	△ 1227
単年度資金不足額(※)					
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$			100.0	104.0	104.3
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$			△ 76.4	△ 72.3	△ 74.3
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$			94.2	98.4	98.6
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$			54.9	54.4	54.5
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)					
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$					
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率					

団体名 (病院名)
塩川病院

## 2. 収支計画(資本的収支)

区分		年度		
		26年度	27年度	28年度
収	1. 企業債			
	2. 他会計出資金			
	3. 他会計負担金	55	57	59
	4. 他会計借入金			
	5. 他会計補助金			
	6. 国(県)補助金	3	3	3
	7. その他			
入	収入計 (a)	58	60	62
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)			
	前年度許可債で当年度借入分 (c)			
	純計(a)-(b)+(c) (A)	58	60	62
支	1. 建設改良費	69	69	69
	2. 企業債償還金	102	105	108
	3. 他会計長期借入金返還金			
	4. その他	2	2	2
	支出計 (B)	173	176	179
	差引不足額 (B)-(A) (C)	115	116	117
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	115	116	117
	2. 利益剰余金処分量			
	3. 繰越工事資金			
	4. その他			
	計 (D)	115	116	117
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (F)			
	実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

	26年度	27年度	28年度
収益的収支	(0) 115,126	(0) 113,520	(0) 111,858
資本的収支	(0) 55,324	(0) 56,930	(0) 58,592
合計	(0) 170,450	(0) 170,450	(0) 170,450

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。